

入札公告

令和3年11月15日
医療法人 永仁会
理事長 石田二郎

医療法人永仁会の発注するロボット介護導入について、下記のとおり一般競争入札の公告をいたします。

1. 導入概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設ケアセンターなごみ ロボット介護導入に関する配線工事 |
| (2) 導入製品 | コニカミノルタジャパン株式会社製
ケアサポートシステム HitomeQ |
| (3) 履行場所 | 埼玉県入間市大字小谷田字南窪 1258 番地 1
介護老人保健施設ケアセンターなごみ |
| (4) 履行期限 | 契約日から令和4年1月31日(月)まで |

2. 入札手続き

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 入札日時 | 令和3年12月9日(木) 午後2時 |
| (3) 入札場所 | 埼玉県入間市大字小谷田 1258 番地 1
医療法人永仁会 |
| (4) 入札保証金 | なし |
| (5) 最低制限価格 | 有(非公表) |

3. 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」及び「役務の提供等」において、C等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 過去2年間において医療、介護関連事業に1(2)に記した「ケアサポートシステム

HitomeQ」の設置に関する配線工事实績があること。

- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 契約の相手方として不適當でなく契約の相手方として不適當な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適當な者及び不適當な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適當な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適當な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

4. 入札に関する問合せ及び入札参加資格確認申請手続き

- (1) 申請書配布方法 次のメールアドレスに請求すること。

E-mail s.ueda.ejk@ejjinkai.jp 担当 上田

※件名を「入札参加資格確認申請書送付希望」とすること。

- (2) 申請期間 公告日から令和3年11月19日（金）まで

※受付時間は、午前10時から午後4時まで

但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

- (3) 申請方法 持参のみ
(4) 提出書類 ①一般競争入札参加資格確認申請書（様式あり）

②委任状（様式あり。実印で押捺すること）

※代理人を設ける場合

③資格審査結果通知書

④工事实績証明書（任意書式）

※入札参加資格を得たものは入札日に上記書類の写しをご提出
いただきます。原本を提出いただくこともあります。

なお、提出された書類は返却いたしません。

5. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格の入札者が同額で2人以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。

(2) 予定価格の範囲内最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する（再度の入札は1回まで実施する）。なお、初回入札で最低制限価格に満たない者は、再度入札には参加できない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、最低制限価格で入札した者で契約締結の意思がある場合に、次の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）。

①随意契約であっても契約額は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

②交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

③入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。

④契約額が確定した場合は、その内容を書面にして事業者及び業者が署名捺印すること。

(4) 入札に参加する者が1者のみの場合は、1回のみ入札を行うものとする。

6. 入札に関する注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

- (4) 落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 次の各事項に該当する入札は無効とする。
- ①入札に参加する資格がない者がした入札
 - ②代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - ③他人の代理を兼ねた者がした入札
 - ④二以上の入札書を提出した者がした入札
 - ⑤二以上の者の代理をした者がした入札
 - ⑥郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ⑦談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑧虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑨入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑩次に掲げる入札書による入札
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ロ 入札者の押印のない入札書
 - ハ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書
 - ニ 押印された印影が明らかでない入札書
 - ホ 記載すべき事項の記入の入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ⑪その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (6) 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び入札参加者から事情を聴取し、埼玉県西部福祉事務所と協議のうえ、入札の延期又は中止することがある。
- (7) 入札説明会は実施しない。

以上